

## 後援会会則

(名称)

第1条 本会は、宇部工業高等専門学校後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、宇部市常盤台2-14-1 宇部工業高等専門学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、宇部工業高等専門学校における教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学修の援助
- (2) 課外教育活動の援助
- (3) 就職の援助
- (4) 学生の福利厚生の援助
- (5) 正会員の弔慰
- (6) 教育研究の奨励のための寄与
- (7) 学生の危機管理に対する支援
- (8) その他運営上必要と認められること。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 宇部工業高等専門学校に在学する学生(ただし、外国人留学生を除く)  
の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会を希望し、役員会の承認を得た者

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 1名  
理事 30名以内(うち常任理事若干名)  
監事 2名  
(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、重要案件を処理する。
- (4) 常任理事は、日常案件を処理する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了となつても、後任者が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

(役員の選任)

第9条 役員の選任は、次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は、役員会の推薦によって選出し、総会の承認をうける。
- (2) 常任理事、理事及び監事は、総会の議を経て、会長が委嘱する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び常任理事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年1回学年始めに開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、毎年2回（9月及び3月頃）開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 4 常任理事会は、毎年1回（2月頃）開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(総会)

第12条 次の事項は、総会の承認を得なければならない。

- (1) 会務報告
- (2) 予算、決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の委嘱
- (5) その他会長が必要と認める事項

(役員会)

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算
- (2) 会則の改廃
- (3) 会長及び副会長の選出
- (4) その他重要な事項

(常任理事会)

第14条 常任理事会は、役員会で審議する事項を確認する。

- (1) 予算、決算に関すること
- (2) 会則等に関すること
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

(総会の成立)

第15条 総会は、正会員の過半数（委任状を含む。）をもって成立する。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決する。

(経費及び会費)

第16条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもって、これにあてる。

第17条 入会金は、入学する学生の人数に関わらず10,000円とし、入会の際に納付する。ただし、次の場合は、入会金を免除することができる。

(1) 兄弟姉妹が在学している場合で新たに入学する場合

(2) 本科から引き続き専攻科へ入学する場合

第18条 会費は、学生1人につき、年額17,000円とし、5月に学納金等納入口座から引き落としする。ただし、5月及び10月の2回に分けて引き落としすることができる。

2 学生が休学する場合、前項に定める会費の全部または一部を免除することができる。

3 やむを得ない理由がある場合は、会長の承認を得て会費の全部または一部を免除することができる。

第19条 学生が退学した場合、納付された入会金及び会費は、返還しない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計業務)

第21条 本会の会計業務は、宇部工業高等専門学校に委任する。

2 宇部工業高等専門学校は、本会の会計業務を適正に処理するものとする。

(その他)

第22条 本会則に定めのない事項については、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 附 則

この会則は、昭和45年4月11日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和46年4月12日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和49年4月12日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和60年4月12日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

#### 附 則

この会則は、平成5年4月9日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

#### 附 則

この会則は、平成6年4月11日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

#### 附 則

この会則は、平成13年4月10日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

#### 附 則

この会則は、平成14年4月9日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

#### 附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。